

## 道路の整備基準（原案）

道路に関する一般都市施設整備基準（現行施行規則 別表第 3（第 4 条第 1 項））

	改正案
1 歩道	<p>歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(4) 排水溝には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、車いす使用者が円滑に回転できる構造とすること。</p>
2 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。</p>
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること（エに掲げる場所にあつては、連続して敷設すること。）。</p> <p>ア 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分</p> <p>イ 立体横断施設の昇降口に近接した路面</p> <p>ウ 指定施設（立体横断施設を除く。）の出入口等に面する歩道</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>オ その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、磨耗性に優れた素材とすること。</p>

	<p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状・寸法についてはJIS T9251に合わせたものとすること。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めること。</p>
4 ベンチ等	必要に応じ、高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けること。

道路に関する指定施設整備基準（（現行施行規則 別表第6（第4条第2項））

	改正案
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 階段	<p>昇降部分の階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、次に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ア 高さが75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ60センチメートル以上65センチメートル以下のものである二段の手すりを設けること。</p> <p>イ 階段の踊場の手すりは、連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 階段及び段(以下「階段等」という。)の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(3) 回り段としないこと。</p> <p>(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(7) 段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(8) けこみ板を設けること。</p>
3 傾斜路	<p>1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.35メートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、8%以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の始末端部には、長さ1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の両側には、側壁又はさく及び高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p>

	<p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 必要に応じ、次に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ア 高さが 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下のものと高さ 60 センチメートル以上 65 センチメートル以下のものである二段の手すりを設けること。</p> <p>イ 傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
4 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは 1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの幅は 1.4メートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは 1.5メートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保するこ</p>

	<p>と。</p> <p>(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
<p>6 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p>	<p>(1) 次の場所には、道路に関する一般都市施設整備基準の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 立体横断施設の昇降口並びに階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した路面</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>(2) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。</p> <p>(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。</p>